

「テレワーク兵庫」を活用した在宅勤務の推進について

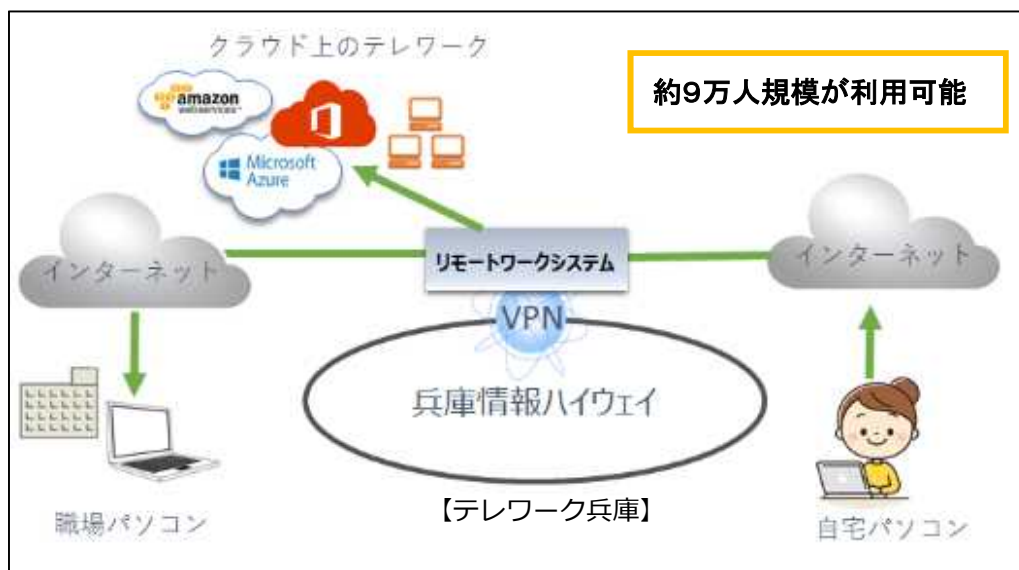
1 「テレワーク兵庫」を活用した在宅勤務の推進

県・市町及び中小企業等で9万人規模が利用可能な在宅勤務用システム基盤である「テレワーク兵庫」の整備が完了した。

11月24日から県職員による運用を開始するとともに、12月から市町及び中小企業等の利用者募集・運用開始を行い、在宅勤務を一層推進する。

【テレワーク兵庫の概要】

- ・ 職場及び自宅パソコンに専用接続アプリを導入し、自宅から簡単・安全に職場パソコンにリモート接続できるシステム
- ・ 認証システムと暗号化通信により、自宅のパソコンと通常のインターネット回線でも高いセキュリティを実現
- ・ 本システムを3年間無償提供することで、市町、中小企業等の在宅勤務の導入も支援



2 県職員に係る在宅勤務の対応方針

- ① 業務の特性や進捗状況等を勘案の上、在宅勤務を推進する（出勤削減率の設定は行わない。）。
- ② 基礎疾患がある職員や妊娠中の職員、職員の家庭事情等にも配慮して実施する。
- ③ 出勤に当たっては、引き続き、時差出勤、フレックスタイム制やサテライトオフィスを活用するとともに、職場において感染防止策を徹底する。
(従前の在宅勤務システムでは、同時に600人の在宅勤務が可能)